

1 事業名

所沢市介護保険条例の一部改正

2 事業の概要

介護保険法施行令の一部改正及び第 9 期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険給付費等の見込額を基に算出した保険料額に改定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても必要に応じて同様の条例改正が見込まれる。

4 市民参加の実施の有無とその内容

所沢市高齢者福祉計画推進会議における審議

5 関係法令、基本計画との整合性

介護保険法、介護保険法施行令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・第 9 期介護保険料の設定について

新

旧

議案第30号 所沢市介護保険条例の一部を改正する条例

(保険料率等)

第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 30,086円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 39,551円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 46,650円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,496円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 67,608円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 77,750円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 84,510円

(保険料率等)

第5条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 32,148円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 41,793円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,222円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 56,581円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,296円
- (6) 次のいずれかに該当する者 73,941円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が1,250,000円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 80,370円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 101,412円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,934円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 128,456円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 138,597円

ア 合計所得金額が1,250,001円以上2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 96,444円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 109,304円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,300,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 118,948円

ア 合計所得金額が4,300,000円以上6,400,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 125,378円

ア 合計所得金額が6,400,000円以上8,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 148,738円

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 162,260円

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第143条の規定にかかわらず、1,250,000円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、2,100,000円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、3,200,000円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、4,300,000円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、6,400,000円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、8,500,000円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、10,600,000円とする。

9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,593円とする。

10 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,593円」とあるのは、「26,030円」と読み替える

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 131,807円

ア 合計所得金額が8,500,000円以上10,600,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 138,237円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,289円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,289円」とあるのは、「25,719円」と読み替えるも

ものとする。

1.1 第9項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第9項中「18,593円」とあるのは、「46,312円」と読み替えるものとする。

1.2 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属

ものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,289円」とあるのは、「45,008円」と読み替えるものとする。

5 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下同じ。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第5条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第5条第1項第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が同項に規定する給与所得

する者が同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

附 則

1～8 略

(延滞金の割合の特例)

9 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項に

以外の所得又は公的年金に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

附 則

1～8 略

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

9 第1号被保険者（第5条第1項に掲げる第1号被保険者をいう。）のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

10 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

11 附則第9項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

12 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年

において同じ。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(所沢市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

10 略

7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(所沢市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

13 略

【第9期介護保険料の設定について】

- 令和6年度から令和8年度の介護保険給付費見込額等をもとに算出。基準額は第8期の「5,358円」から「5,634円」へ276円増。
- 保険料負担の上昇をできる限り抑えるため、介護保険給付費準備基金を3年間で21億円取り崩し、保険料に充てる。

第8期					第9期						
基準額（月） 5,358円					基準額（月） 5,634円 +276円						
住民税の課税状況	段階区分	※3 保険料率	※3 保険料額		所得等の状況※2	段階区分	※3 保険料率	※3 保険料額		第8期からの増減	
			※1 年額	月額				※1 年額	月額	年額	月額
世帯全員が非課税	第1段階	0.30	19,200円	1,600円	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 80万円以下	新第1段階	0.275	18,500円	1,542円	-700円	-58円
	第2段階	0.40	25,700円	2,142円	80万円超 120万円以下	新第2段階	0.385	26,000円	2,167円	+300円	+25円
	第3段階	0.70	45,000円	3,750円	120万円超	新第3段階	0.685	46,300円	3,858円	+1,300円	+108円
本人非課税 世帯に課税者	第4段階	0.88	56,500円	4,708円	80万円以下	新第4段階	0.88	59,400円	4,950円	+2,900円	+242円
	第5段階 【基準段階】	1.00	64,200円	5,350円	80万円超	新第5段階 【基準段階】	1.00	67,600円	5,633円	+3,400円	+283円
本人課税	第6段階	1.15	73,900円	6,158円	125万円未満	新第6段階	1.15	77,700円	6,475円	+3,800円	+317円
	第7段階	1.25	80,300円	6,692円	125万円以上 210万円未満	新第7段階	1.25	84,500円	7,042円	+4,200円	+350円
	第8段階	1.50	96,400円	8,033円	210万円以上 320万円未満	新第8段階	1.50	101,400円	8,450円	+5,000円	+417円
	第9段階	1.70	109,300円	9,108円	320万円以上 430万円未満	新第9段階	1.70	114,900円	9,575円	+5,600円	+467円
	第10段階	1.85	118,900円	9,908円	430万円以上 640万円未満	新第10段階	1.90	128,400円	10,700円	+9,500円	+792円
	第11段階	1.95	125,300円	10,442円	640万円以上 850万円未満	新第11段階	2.05	138,500円	11,542円	+13,200円	+1,100円
	第12段階	2.05	131,800円	10,983円	850万円以上 1,060万円未満	新第12段階	2.20	148,700円	12,392円	+16,900円	+1,409円
第13段階	2.15	138,200円	11,517円	1,060万円以上	新第13段階	2.40	162,200円	13,517円	+24,000円	+2,000円	

※1 保険料額の「年額」欄は、実際に被保険者が納付する額と同様、100円未満を切り捨てた額としている。

※2 住民税の課税状況が「世帯全員が非課税」「本人非課税、世帯に課税者」の場合は、課税年金収入とその他の合計所得金額で判定。「本人課税」の場合は合計所得金額で判定。

※3 第1～第3段階の保険料率は、第10～第13段階の保険料率の引き上げと、一部公費により、軽減強化を行っている。

国の基準に合わせ、一部変更あり。